

解説 1

動力プレス特定自主検査制度に基づく 鍛圧・板金機械の安全への 取組みについて

(一社)日本鍛圧機械工業会 前田 彰*

動力プレス機械と安全衛生法令

動力プレス機械は過去から一旦労働災害が発生すると重篤な災害となる代表的な機械として数々の安全規制が定められているが、1972年(昭和47年)労働安全衛生法により定期自主検査を行うことが義務付けられている。さらに78年(昭和53年)労働安全衛生法第45条第2項により、有資格者による特定自主検査を行うことが義務付けられた。しかし、一般ユーザーにはいまだに十分周

* (まえだ あきら) : サービス専門部会 部会長、
村田機械(株) 常務取締役
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館308
TEL : 03-3432-4579 FAX : 03-3432-4804



図1 2016年用 MFスーパー特定自主検査済標章

知されているとはいえない実情がある一方、動力プレス機械および安全装置も年々高度化してきているため、特定自主検査も高い技術力が求められることになっており、ユーザーが独自に特定自主検査を実施することが難しくなっている。

MFスーパー特定自主検査制度創設の 背景と取組み

2012年より(一社)日本鍛圧機械工業会(以降日鍛工)はサービス専門部会にて動力プレス機械の特定自主検査における最新の機械を網羅する検査内容の策定と労働安全衛生法に定められた安全措置や要求事項の周知を目的としてMFスーパー特定自主検査制度の創設に向けて検討を重ねてきた。厚生労働省労働基準局のアドバイスを受けながら約3年の検討期間を経て、15年の1月1日より、日鍛工独自の特定自主検査制度としてスタートさせることができた。

MFスーパー特定自主検査制度は高度化された最新の機械の検査項目を高い技術力のある検査員が日鍛工独自の教育を受け、検査項目表と作業安全チェックリストによる労働環境のヒアリングを行い、図1の日鍛工独自の特定自主検査済標章を貼付することとなっている。

従来の特定自主検査との法的な違いはないが、検査項目の追加や、労働環境のヒアリングに基づく安全衛生面のアドバイスを行うことでより安全・安心な設備稼働を目指している。

また、制度実施時のアンケートによりユーザーにおける労働安全衛生法令に関する意識が企業規